

# 苫小牧市における 微小粒子状物質（PM2.5）注意喚起等に関するマニュアル

制定 平成 26 年 3 月 10 日

改定 平成 30 年 4 月 1 日

## 1 目的

微小粒子状物質（以下「PM2.5」という。）の注意喚起について、国の「注意喚起のための暫定的な指針」に基づき、北海道は道内各市と協議しその運用を定めた。これにより PM2.5 を直接測定している市が、注意喚起を行い北海道に通報する体制となり、本市においても適切な対応のため、マニュアルを定め運用する。

## 2 運用

本マニュアルは、本市の「環境汚染事故等に係る個別危機管理マニュアル」に位置づけるものとし、運用は「暫定的な指針」の間、本マニュアルによるものとする。

## 3 常時監視

PM2.5 の測定地点は、沼ノ端公園局（沼ノ端中央 5 丁目 4 番）及び糸井局（しらかば町 5 丁目 21 番）とし、1 時間ごとの濃度を常時監視する。なお、常時監視により PM2.5 が  $70 \mu\text{g}/\text{m}^3$  を超えた場合、警報メールを環境監視担当職員に対し自動発信する。

## 4 職員の参集

PM2.5 の上昇による環境保全課担当職員参集基準は次のとおりとする

- (1) 警報メールが 2 時間以上継続した場合
- (2) 北海道から緊急連絡を受けた場合
- (3) 多数の市民から問い合わせが寄せられる可能性がある場合

## 5 注意喚起の判断

注意喚起は PM2.5 の濃度が、日平均値  $70 \mu\text{g}/\text{m}^3$  を超えると予想される場合に実施し、その判断基準は次のとおりとする。

- (1) 午前 5 時から午前 7 時の 1 時間値の平均がどちらかの測定地点で  $85 \mu\text{g}/\text{m}^3$  を超えた場合
- (2) 午前 5 時から午前 12 時の 1 時間値の平均がどちらかの測定地点で  $80 \mu\text{g}/\text{m}^3$  を超えた場合

## 6 注意喚起の対象

注意喚起の対象は、呼吸器系や循環器系疾患のある者、小児、高齢者等の高感受性者を配慮した住民とする。

## 7 注意喚起の内容

注意喚起の内容は以下の「行動の目安」のとおりとする。

- (1) 屋外での長時間にわたる激しい運動をできるだけ減らすこと。
- (2) 屋内においても、換気や窓の開閉を必要最小限にすること。

(3) 呼吸器系や循環器系疾患のある者、小児、高齢者等については、体調に応じてより慎重に行動すること。

## 8 注意喚起の区域と期間

注意喚起の区域は苫小牧市全域とし、期間は終日有効とする。

## 9 環境保全課の対応（別紙1参照）

注意喚起を所管する環境保全課は、環境衛生部長と協議の上、注意喚起を発令し、電話・電子メール・電子掲示板及びファクシミリ等を活用して、次のとおり通報・提供・通知する。また、ホームページ及びFacebookへ掲載し住民周知を図るとともに、住民からの問い合わせ及びマスコミ対応を行う。

- (1) 北海道へ通報する。
- (2) 報道機関へ情報提供する（広報メモを使用し、秘書広報課経由で情報提供を行う）。
- (3) 市関係部局へ通知する（様式1）。
- (4) 市ホームページ及びFacebookへ掲載する（様式5及び様式6）。
- (5) 住民及びマスコミの問い合わせに対応する。

## 10 各部局の対応（別紙2及び別紙3参照）

通知を受けた市関係部局は、注意喚起の周知が必要な関係機関に対し、次のとおり電話及びファクシミリ等を活用して適宜連絡するものとする。

### (1) 高感受性者を所管する部局

総合政策部・福祉部・健康こども部・市立病院事務部・教育部は、所管する社会福祉施設・保育所・幼稚園・小中学校・医療機関・児童が利用する施設やスポーツ施設等の対象施設に対し、電話及びファクシミリ等を活用して連絡し注意喚起を行う。

### (2) 危機管理を所管する部局

危機管理室と消防本部は緊急時の対応に備える。また、秘書広報課は正副市長へ報告し、議会事務局は議員に連絡する。

### (3) 施設管理を所管する部局

総務部・市民生活部は、住民が使用する施設に対し電話及びファクシミリ等を活用して連絡し、施設において文書掲示等により注意喚起を行う。

### (4) その他部局と職員

環境保全課は、電子掲示板等を活用してその他部局と職員に対し周知徹底を図る。連絡を受けた部局と職員は、必要に応じて住民周知を行う。

## 11 注意喚起以外の対応（別紙1参照）

道内の他自治体における注意喚起発令と本市のPM2.5が高濃度となった場合、環境保全課は環境衛生部長と協議し、PM2.5高濃度情報について周知を行う。

## 12 その他

このマニュアルに定めのない事項については、関係機関がその都度協議するものとする。

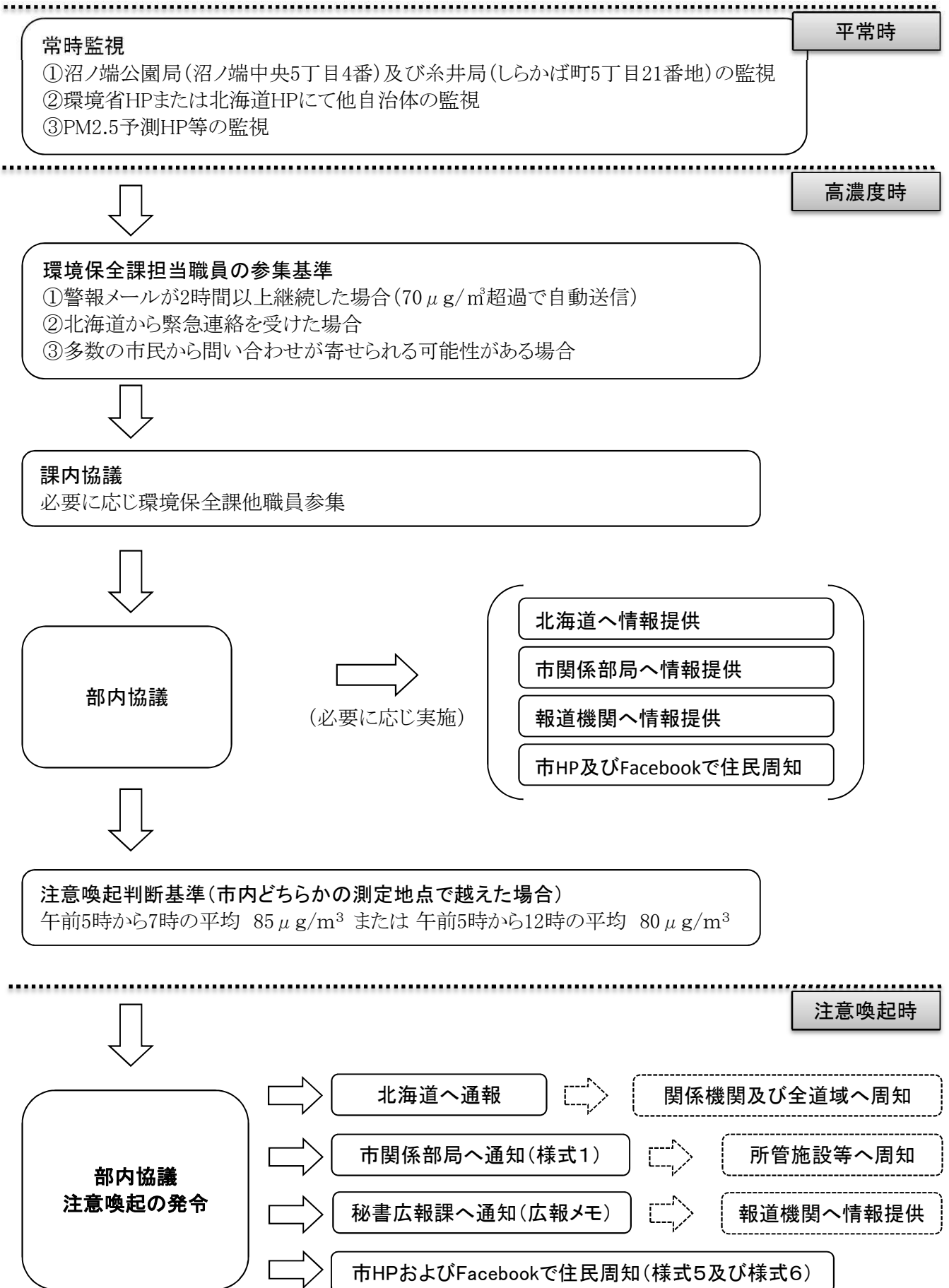
### 附則

このマニュアルは、平成 28 年 10 月 21 日から施行する。

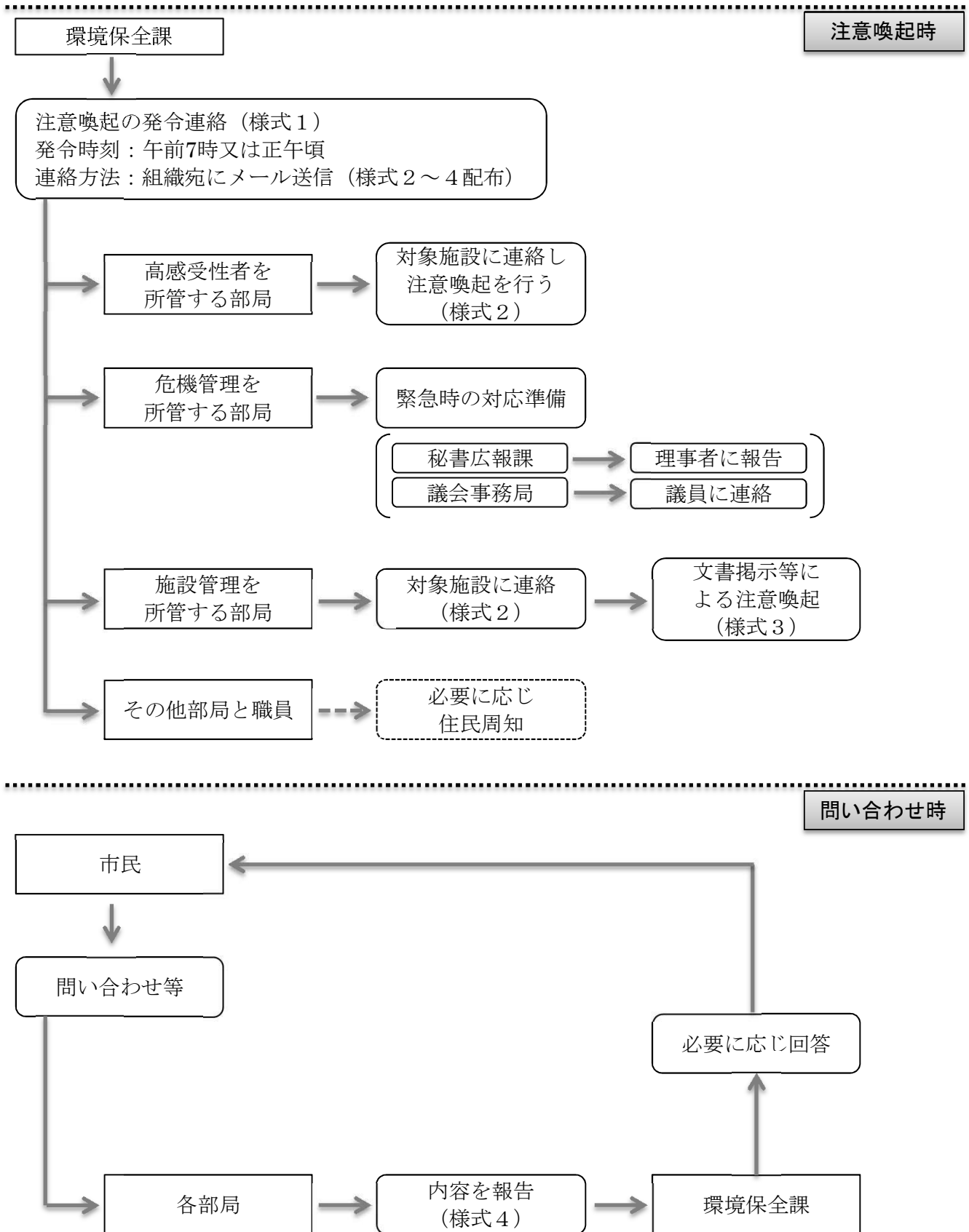
### 附則（平成 30 年 4 月 1 日 第 3 号及び第 5 号改訂）

このマニュアルは、平成 30 年 4 月 1 日から施行する。

環境保全課における微小粒子状物質(PM2.5)注意喚起発令のフロー図



### 各部局の対応フロー図



**PM2.5に関する注意喚起  
関係部局対応一覧表**

所管項目	関係部局	担当	対応事項
PM2.5全般	環境衛生部	環境保全課	<ul style="list-style-type: none"> <li>・PM2.5の常時監視</li> <li>・注意喚起の発令</li> <li>・北海道へ通報</li> <li>・報道機関へ情報提供</li> <li>・市関係部局へ通知</li> <li>・ホームページ及びFacebookへ掲載</li> <li>・住民問い合わせ対応</li> <li>・マスコミ対応</li> </ul>
高感受性者	総合政策部	スポーツ都市推進課	・所管施設へ連絡し来場者へ周知
	福祉部	障がい福祉課	・障害福祉施設へ連絡
		介護福祉課	・介護福祉施設へ連絡
	健康こども部	こども育成課	<ul style="list-style-type: none"> <li>・児童施設へ連絡</li> <li>・幼稚園へ連絡</li> </ul>
		青少年課	・所管施設へ連絡
		健康支援課	・医療機関へ連絡
	市立病院事務部	経営管理課	・院内周知
教育部	総務企画課	・小中学校へ連絡	
危機管理	市民生活部	危機管理室	・緊急時の対応準備
	消防本部	警防課	<ul style="list-style-type: none"> <li>・緊急時の対応準備</li> <li>(土日祝:消防署通信指令室対応)</li> </ul>
	総合政策部	秘書広報課	・正副市長へ報告
	議会事務局	総務課	・議員へ連絡
施設管理	総務部	総務課	・本庁及び第2庁舎の来庁者へ周知
	市民生活部	市民生活課	・所管施設へ連絡し来場者へ周知
その他	関係部局 共通		<ul style="list-style-type: none"> <li>※連絡は電話・ファクシミリ等を活用する</li> <li>※各施設における周知は文書掲示等により行う</li> <li>※住民、特に高感受性者に行動の目安を周知する</li> <li>※問い合わせは環境保全課へ回送する</li> </ul>

## 苫小牧市の微小粒子状物質 (PM2.5) 注意喚起発令について (通知)

本日(○月○日) ○時○分に、市内全域に微小粒子状物質(PM2.5)に関する注意喚起を発令しました。つきましては、「苫小牧市における微小粒子状物質 (PM2.5) 注意喚起に関するマニュアル」に基づき、速やかに住民又は関係機関等への周知をお願いいたします。マニュアルの運用につきましては、添付様式をご活用願います。

- ①関係機関等への周知：様式 2
- ②掲示・場内放送：様式 3
- ③問い合わせ：様式 4

苫小牧市内の PM2.5 常時監視結果において

- 午前 5 時から 7 時の 1 時間値の平均値が  $85 \mu\text{g}/\text{m}^3$  を超過したことから、
- 午前 5 時から 12 時の 1 時間値の平均値が  $80 \mu\text{g}/\text{m}^3$  を超過したことから、

1 日平均値が『国の暫定指針値(1 日平均値  $70 \mu\text{g}/\text{m}^3$ )』を超えることが予想されるため、市内全域に注意喚起を発令いたしました。

※この注意喚起の期限は終日有効となります。

翌日も注意喚起発令の場合は、翌日に改めてお知らせいたします。

### 1 注意喚起時の行動目安

- (1) 屋外での長時間の激しい運動や外出をできるだけ減らしましょう。
- (2) 屋内でも換気や窓の開閉は必要最小限にしましょう。
- (3) 特に、呼吸器系や循環器系疾患のある方、小児及び高齢の方は、屋外活動や不急の外出を控えるなど、慎重な行動をしましょう。

### 2 PM2.5 の状況について(測定場所:沼ノ端公園局、糸井局)

○月○日の微小粒子状物質 (PM2.5) 速報値 [ $\mu\text{g}/\text{m}^3$ ]

沼ノ端公園局

5 時	
6 時	
7 時	
8 時	
9 時	
10 時	
11 時	
正午	
5 時～7 時平均	
5 時～正午平均	

糸井局

5 時	
6 時	
7 時	
8 時	
9 時	
10 時	
11 時	
正午	
5 時～7 時平均	
5 時～正午平均	

最新の状況につきましては、環境保全課ホームページで公開しています。

#### 【お問い合わせ先】

苫小牧市環境衛生部 環境保全課

Tel : 0144-57-8806 Fax : 0144-57-8809

E-mail : kankyo-hozen@city.tomakomai.hokkaido.jp

## 苫小牧市の微小粒子状物質(PM2.5)注意喚起発令について(通知)

本日(○月○日) ○時○分に、市内全域に微小粒子状物質(PM2.5)に関する注意喚起を発令しました。

苫小牧市内の PM2.5 常時監視結果において

- 午前 5 時から 7 時の 1 時間値の平均値が  $85 \mu\text{g}/\text{m}^3$  を超過したことから、
- 午前 5 時から 12 時の 1 時間値の平均値が  $80 \mu\text{g}/\text{m}^3$  を超過したことから、

1 日平均値が『国の暫定指針値(1 日平均値  $70 \mu\text{g}/\text{m}^3$ )』を超えることが予想されるため、市内全域に注意喚起を発令いたしました。

※この注意喚起の期限は終日有効となります。

翌日も注意喚起発令の場合は、翌日に改めてお知らせいたします。

### 1 注意喚起時の行動目安

- (1) 屋外での長時間の激しい運動や外出をできるだけ減らしましょう。
- (2) 屋内でも換気や窓の開閉は必要最小限にしましょう。
- (3) 特に、呼吸器系や循環器系疾患のある方、小児及び高齢の方は、屋外活動や不急の外出を控えるなど、慎重な行動をしましょう。

### 2 PM2.5 の状況について(測定場所:沼ノ端公園局、糸井局)

○月○日の微小粒子状物質 (PM2.5) 速報値[ $\mu\text{g}/\text{m}^3$ ]

沼ノ端公園局

5 時	
6 時	
7 時	
8 時	
9 時	
10 時	
11 時	
正午	
5 時～7 時平均	
5 時～正午平均	

糸井局

5 時	
6 時	
7 時	
8 時	
9 時	
10 時	
11 時	
正午	
5 時～7 時平均	
5 時～正午平均	

最新の状況につきましては、環境保全課ホームページで公開しています。

#### 【お問い合わせ先】

苫小牧市環境衛生部 環境保全課

Tel : 0144-57-8806 Fax : 0144-57-8809

E-mail : kankyo-hozen@city.tomakomai.hokkaido.jp



苫小牧市からののお知らせです。

# PM2.5 に関する注意喚起

本日〇月〇日、大気中のPM2.5濃度が高くなる恐れがあります。次の点に注意して行動をお願いいたします。

- ・ 屋外での長時間の激しい運動や外出をできるだけ減らしましょう。
- ・ 屋内でも換気や窓の開閉は必要最小限にしましょう。
- ・ 特に、呼吸器系や循環器系疾患のある方、小児及び高齢の方は、体調に応じて、屋外活動や不急の外出を控えるなど、慎重な行動をしましょう。

（環境省の「注意喚起時の行動目安」より）

～微小粒子状物質(PM2.5)とは～

- 大気中に浮遊する粒径2.5マイクロメートル以下の微小な粒子のことをいいます。
- 肺の奥深くまで入り込みやすく、長期的に一定濃度以上吸引すると呼吸器や循環器等に影響を及ぼす恐れがあるとされています。
- 詳細及び最新の状況は、市環境保全課ホームページで確認できます。

<http://www.city.tomakomai.hokkaido.jp/shizen/kankyohozen/kankyokanshi/pm25.html>



【お問い合わせ先】

苫小牧市環境衛生部 環境保全課

Tel : 0144-57-8806 Fax : 0144-57-8809

E-mail : kankyo-hozen@city.tomakomai.hokkaido.jp

施設管理者様へ

現在、PM2.5に関する注意喚起が発令されています。来館または来院者に周知のため、以下の内容の放送をお願いいたします。

苫小牧市からのお知らせです。

本日〇月〇日、大気中のPM2.5濃度が高くなる恐れがあります。

皆様におかれましては、次の点に注意して行動をお願いいたします。

- ・ 屋外での長時間の激しい運動や外出をできるだけ減らしましょう。
- ・ 屋内でも換気や窓の開閉は、必要最小限にしましょう。
- ・ 特に、呼吸器系や循環器系疾患のある方、小児及び高齢の方は、体調に応じて、屋外活動や不急の外出を控えるなど、慎重な行動をしましょう。

【お問い合わせ先】

苫小牧市環境衛生部 環境保全課

Tel : 0144-57-8806 Fax : 0144-57-8809

E-mail : kankyo-hozen@city.tomakomai.hokkaido.jp

## PM2.5に関する問い合わせ受付票 兼 送信票

市民などから標記の件で問い合わせがあった場合は、環境保全課で回答いたしますので、以下に記載し、環境保全課にFAXまたはE-mailにて転送願います。

(受付日) 平成 年 月 日 時 分

(受付部署) 部 課

(受付者) (連絡先) ー

(受付方法) 直接 ・ 電話 ・ FAX ・ メール ・ その他( )

相 談 者	氏名	
	住所	
	連絡先 - -	連絡必要の有無 ( 必要・不必要 )
相 談 内 容	・状況が知りたい ・健康被害がある ・その他	
	詳細内容	
被 害 や 症 状	・目がかゆい、痛い ・鼻や喉が痛い ・息苦しい	
	症状を感じた時の具体的活動状況(運動中か否か)など	
特 記 事 項		

※ 「連絡が必要」な場合は、相談者に以下の内容をお伝え願います。

- ・ 担当課(環境保全課)から連絡をさせていただきます。
- ・ 問い合わせが多い場合、返信に少々お時間をいただく場合があります。
- ・ お急ぎの場合は、直接 環境保全課に電話をお願いいたします。

## 【お問い合わせ先】

苫小牧市環境衛生部 環境保全課

Tel : 0144-57-8806 Fax : 0144-57-8809

E-mail : kankyo-hozen@city.tomakomai.hokkaido.jp

【注意喚起発令時 HP用】

**微小粒子状物質(PM2.5)の状況について（注意喚起中）****注意喚起について****微小粒子状物質（PM2.5）の注意喚起発令中**

○月○日、苫小牧市に微小粒子状物質（PM2.5）に関する注意喚起が発令されました。

次の点に注意し行動をお願いいたします。

- ・屋外での長時間の激しい運動や外出をできるだけ減らしましょう。
- ・屋内でも換気や窓の開閉は必要最小限にしましょう。
- ・特に、呼吸器系や循環器系疾患のある方、小児及び恒例の方は、体調に応じて屋外活動や不急の外出を控えるなど慎重な行動をしましょう。

（環境省「注意喚起時の行動目安」より）

○月○日の微小粒子状物質（PM2.5）速報値[ $\mu\text{g}/\text{m}^3$ ]

## 沼ノ端公園局

時間	速報値
5時	
6時	
7時	
8時	
9時	
10時	
11時	
正午	
5時～7時平均	
5時～正午平均	

## 糸井局

時間	速報値
5時	
6時	
7時	
8時	
9時	
10時	
11時	
正午	
5時～7時平均	
5時～正午平均	

現在の詳細な大気状況は下記リンクをご覧ください。

[苫小牧市の大気環境](#)

[そらまめ君（大気汚染物質広域監視システム）](#)

北海道の大気環境（北海道のホームページ）（[PC版](#) [携帯版](#)）

この注意喚起は終日有効となります。翌日の情報にもご注意ください。

ご不明な点などは、苫小牧市環境保全課（電話0144-57-8806）までお問い合わせください。

**苫小牧市の測定について**

※以下通常HPと同様

【注意喚起発令時 FaceBook 用】

○月○日○時、苫小牧市に微小粒子状物質（PM2.5）に関する注意喚起が発令されました

次の点に注意し行動をお願いいたします。

- ・屋外での長時間の激しい運動や外出をできるだけ 減らしましょう。
- ・屋内でも換気や窓の開閉は必要最小限にしましょう。
- ・特に、呼吸器系や循環器系疾患のある方、小児及び 高齢の方は、体調に応じて、屋外活動や不急の外出を控えるなど、慎重な行動をしましょう。

詳細については下記のリンクをご覧ください。

苫小牧市環境保全課

[そらまめ君\(大気汚染物質広域監視システム\)](#)

北海道の大気環境(北海道のホームページ) ([PC版](#) [携帯版](#))

ご不明の点などは、苫小牧市環境保全課（電話 0144-57-8806）までお問合せください。

## 参考 用語解説

### <PM2.5とは>

大気中に浮遊している2.5マイクロメートル以下の小さな粒子のことで、物の燃焼やガス状の大気汚染物質の化学変化による粒子化で発生し、非常に小さいため肺の奥まで入りやすく呼吸器系や循環器系への影響が懸念されている。

### <環境基準とは>

平成21年9月に、環境基本法第16条第1項に基づく人の健康の適切な保護を図るために維持されることが望ましい水準として、年平均値が $15\mu\text{g}/\text{m}^3$ 以下、かつ日平均値の年間98パーセンタイル値で $35\mu\text{g}/\text{m}^3$ 以下と環境基準が設定された。

### <高感受性者とは>

呼吸器系や循環器系疾患のある者、小児、高齢者等の、PM2.5に対する影響が懸念される者を高感受性者とする。

### <注意喚起とは>

平成25年3月に、環境基準とは別に法令等に基づかない「暫定的な指針となる値」として、高感受性者に健康影響が出現する可能性が高くなると予想される、日平均 $70\mu\text{g}/\text{m}^3$ が設定され、超過すると予想される場合に参考情報として社会一般に注意喚起を行う。

### <注意喚起発令の判断基準>

これまでの知見から、PM2.5が、日平均値 $70\mu\text{g}/\text{m}^3$ を超えると予想される値として「午前5時から午前7時の1時間値の平均が $85\mu\text{g}/\text{m}^3$ を超えた場合」または「午前5時から午前12時の1時間値の平均が $80\mu\text{g}/\text{m}^3$ を超えた場合」と定められている。

### 備考

- ※ PMとは particulate matter の略で粒子状物質のこと
- ※ マイクロメートルとは1ミリメートルの1000分の1のこと
- ※ 単位の「 $\mu\text{g}/\text{m}^3$ 」は1立方メートル中に1000分の1ミリグラム含まれること
- ※ 98パーセンタイル値とは低い値から整理し98%目に相当する値のこと